

2. 個別プロジェクト研究

1) ガバナンス部門(部門責任者)

尾崎一郎 (教授・法社会学)

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

グローバル化、多文化主義化の進展に伴い深刻化している2つの問題、すなわち法廷における顕在的／潜在的な文化衝突とヘイトスピーチ規制について、それぞれ文科省科学研究費と学術振興会領域開拓プログラムから資金を得て、調査、分析を行った。

前者については、プロの通訳(スペイン語)にして法廷通訳の現状に詳しい吉田理加氏をお招きした研究会を東京で開催し(7月)メタ語用作用(とりわけ発話を発話者の帰属する文化の社会文化的コンテキストから一旦脱コンテキスト化したうえであらためて翻訳に再コンテキスト化する過程)に注目する最新の研究成果に触れた。また、2月に台湾で、3月にベルギーで、それぞれ実態調査を行った。特に台湾では原住民や新移民が当事者となる裁判について法廷通訳、弁護士、裁判官、NPOなどに広くインタビューを行った他、高雄市の地方裁判所において原住民集団が起こした国賠訴訟の法廷を傍聴することができた。

後者については、2月にホノルル市を訪問してハワイ大学ロー・スクールの Charles Lawrence 教授や Sabrina McKenna ハワイ州最高裁判事などに対するインタビュー調査を行った。また11月に札幌で、2月にホノルルで、研究セミナーを開催した。

これらの調査はまだ緒に就いたばかりでありアウトプットはこれからの課題である。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

法の自律性と自然科学(とりわけ認知科学、進化心理学、進化倫理学)との関係についての考察を深め、11月20日に浙江大学法學院の「法理学・法律方法論名家演壇」にて「自然の摂理と法的正義」と題する研究報告を行った。

同報告を日本語原稿に取り纏めたものを郭薇助教により中国化したうえで、浙江大学法律評論に投稿した。来年度中に掲載予定である。

その他(教育活動ほか)

通常の教育活動としては、全学教育の一般教育演習、学部・修士課程向け「応用外国語演習」、研究大学院・法科大学院向け「現代法社会論」、学部向け「演習Ⅰ」、学部向け「法社会学」講義を担当したほか、大学院共通科目「性差研究入門」に一コマ出講した。

また、藤女子大学の非常勤講師として、前期「法学特講 C-a」、後期「法学特講 C-b」を担当した。

さらに、北海道大学デーの行事の一環として11月に南京大学と南京師範大学を訪問し、共同セミナーに参加した。

論文

論文標題	雑誌名	発行年	頁
Law, Culture and Society in modernizing Japan	Dimitri Vanoverbeke, Jeroen Maesschalck, David Nelken & Stephan Parmentier (eds.), The Changing Role of Law in Japan: Empirical Studies in Culture, Society, and Policy Making, Edward Elgar	2014	50-65
自然法則与法的正义 - 论法学的生物科学化 -	浙江大学法律評論	2015	近刊

学会発表

発表課題	学会等名	年月日	発表場所
自然の摂理と法的正義	法理学・方法論名家演壇	2014年11月20日	浙江大学